1. 工事名　筑波大学周辺樹林植栽工事(Ⅱ) しゅん功図

1. 工事位置　茨城県新治郡桜村天王台1丁目1番1号 筑波大学構内(別紙 位置図参照)

1. 工事期間　着工 昭和58年3月3日　しゅん功期限 昭和58年3月26日

1. 工事内容等

イ. 移植工事

図面番号	施行場所	樹高(cm) 30~49	50~79	80~99	100~149	150~199	200~	幹周(1.2m高さ)(cm) 9~11	12~14	15~17	18~19	20~24	25~29	30~34	35~44	45~59	計
	プラズマ 西							73	28	25	22	1					149
	計							73	28	25	22	1					149

ロ. 新規工事

図面番号	施行場所	樹高(cm) 30~49	50~79	80~99	100~149	150~199	200~	幹周(1.2m高さ)(cm) 9~11	12~14	15~17	18~19	20~24	25~29	30~34	35~44	45~59	計
	プラズマ 西								49								49
	計								49								49

ハ. 養生・その他

図面番号	施行場所	本数	バーク堆肥(袋)	熔成燐肥(袋)	客土(m³)	添え柱(竹)	支柱 八ッ掛(竹)	二脚鳥居	三脚鳥居	十字鳥居	計
	プラズマ 西	198	246.50	2.95			101	97			198
	計	198	246.50	2.95			101	97			198

特記仕様

1. 本工事実施の順序ならびに方法については、文部省発注工事請負契約基準、契約書、土木工事標準仕様書、特記仕様書および図面にもとずくものとする。 実施の細部および図面等に疑義あるときは、甲が通知した監督職員(以下「監督職員」という)の指示に従うこと。

イ. 植栽工事

・植栽を始める前に 植栽区域およびその周辺のゴミ、コンクリート塊等植栽に支障のあるものは すべて除去し、指定された所に深さ(土かぶり)1m以上に埋める処理をすること。 また 極端な凹凸がないよう監督職員の指示により整地すること。

・バーク堆肥、熔成燐肥の空袋の処理は 1ヶ所にまとめて 一括処分すること。

・既設構造物、樹木等を損傷しないよう充分注意すること。 もし損傷した場合は 監督職員に連絡の上 請負者の責任において修復すること。

植穴

・樹木の植栽位置は 図面に基づいて決め、杭標等により位置の確認をすること。

・植穴の最低床堀りの大きさを 別表(2-3)に示すが 植穴周辺は可能な限り耕起しておくこと。

・植穴は 機械堀りを原則とするが 指示あるものや林内は 手堀りとする。工事中は、通行人あるいは他車輌に対し安全策をとること。

・掘上げた土は 埋戻し土を除き 近くに敷均しするものとする。

樹木の掘取り

・移植する樹木個体については 別に指示する。 掘取りは すべて鉢土つきとし、鉢の大きさは 根元直径の4~6倍以上とし 縄またはコモで堅固に根巻きするものとする。

・新規樹木については 請負者の持込みとする。 すべて根鉢つきとし、鉢の大きさは 移植の場合と同様とする。

・幹巻きの指示(2-3)あるものは 一般仕様により行なうものとする。

~~・[illegible]~~

植付

・バーク堆肥、熔成燐肥の施用量は 別表(2-3)による。 施用法は 植穴底をよく耕し、ここに半量を混和し、残り半量は 埋戻し用土と充分混和し 植付けるものとする。

・埋戻しには 粘土・砂利の混入を極力さけ 深植えにならぬよう留意し、バーク堆肥、熔成燐肥を混和した土を根鉢の[illegible]つき固める。 客土の指示あるものは、細土を[illegible]うえ 規定量のバーク堆肥、熔成燐肥と混和し植付けるものとする。 植栽後水鉢を作り 充分灌水するものとする。

・掘取りから植付けまで 24時間以内に終了することを原則として 作業を進行すること。

・新規および移植木の植付けは 樹木の大きさを考慮して行なうこと。また 植栽列を乱さぬよう注意すること。

ロ. 保護・養生

・各樹木の風除支柱は 別表(2-3)による。 取付け仕様は 別図(2-3)による。支柱丸太については、スギ、ヒノキとし CCA加工品とする。 唐竹については 1束14本入りのものとする。

・八ッ掛(竹)の結束は 亜鉛引鉄線の#16か#18とする。 その他は監督職員の指示による。

・支柱の方向については 監督職員の指示によること。

ハ. その他

植栽を終えた樹木周辺の整備は その都度行なうこと。

・バーク堆肥は 良く発酵したものを使用すること。 また使用に際しては 熔成燐肥とも 20kg袋入りのものを使用すること。 品質証明書を監督員に提出して承諾を受けること。

ニ. 枯補償(移植木)

・植栽樹木が 引渡し後 1年以内に枯死、枝条枯損、樹形不良等となった場合は 発注者と請負者が協議して定めた時期に 発注者の指定した官給樹木を請負者の負担で植えかえるものとする。 ただし 明らかに請負者の責による枯損の場合は 請負者が 樹木代も負担するものとする。

・天災・その他 やむを得ない理由による場合は 両者協議の上 処理方法を決定する。

ホ. 工事記録写真

・工事記録写真は 次のものを提出すること。

区分	大きさ	種類	枚/組	組
着工前写真	キャビネ版	カラー		1
工事写真	サービス版	カラー		1
しゅん功写真	キャビネ版	カラー		1

注) 着工前、しゅん功写真は 同一場所から同一方向で撮影し、裏面に工事年度、工事名、撮影した所を記入し 撮影方向を明示した図面を添付すること。

・工事写真は 撮影した樹木が判るように 樹木にラベルをつけておくこと。

・写真は 指定したアルバムに 施行区域毎に整理して提出のこと。

ヘ. 枯補償(新規)

・新規工事での樹木の枯補償については、文部省土木工事標準仕様書によること。